

○伊勢市要件付一般競争入札事務取扱要綱

平成20年6月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における要件付一般競争入札（以下「要件付一般競争入札」という。）を行うにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び伊勢市契約規則（平成17年伊勢市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「紙入札案件」とは、規則第8条及び第9条の規定により行う入札をいう。

2 この要綱において「電子入札案件」とは、規則第8条の2の規定により行う入札をいう。

3 この要綱において「入札情報サービス」とは、本市の入札公告及び開札結果等をインターネットを利用する方法により公表する情報処理システムをいう。

4 この要綱において「電子入札システム」とは、本市の入札事務を処理する情報処理システムをいう。

5 この要綱において「工事等」とは、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）並びに測量、調査及び設計をいう。

(対象案件等)

第3条 要件付一般競争入札の対象となる案件は、規則第20条の2の表（第4号及び第5号を除く。）の左欄に掲げる契約の種類に応じ同表の右欄に定める額を超えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、その案件が次の各号のいずれかに該当するときは、要件付一般競争入札の対象としないものとする。

- (1) 緊急性があるもの
- (2) 専門性を有することが必要である等の理由により、発注する工事等を施工し、又は履行できる者が限られているもの
- (3) その他要件付一般競争入札で行うことが適切でないもの

(入札参加資格要件)

第4条 要件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 規則第3条第3項の規定により一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - (2) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (3) 本市の資格（指名）停止期間中でないこと。
 - (4) 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - (5) その他案件ごとに定められる要件を満たすこと。
- 2 工事等にあつては、入札参加資格要件のうち、伊勢市建設工事等入札資格者格付要綱（平成17年11月1日施行）に基づく格付及び建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査に係る要件については、工事等の入札案件を公告した日を基準として判断するものとする。

第5条 入札参加資格要件として、地域要件を定める場合は、市内本店業者を基本とし、入札の競争性及び公正性が担保できないと推察される場合は、市内支店等業者、県内本店業者、県内支店等業者の順に定めるものとする。

2 入札参加資格要件として、伊勢市建設工事等入札資格者格付要綱（平成17年11月1日施行）に規定する格付を定めるときは、別表第1によるものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、別に基準を定めることができる。

3 入札参加資格要件として、工事等で同種工事等の施行実績に関する要件を定めるときは、別表第2のとおりとする。

（入札の公告）

第6条 市長は、要件付一般競争入札に付す場合においては、入札情報サービス又は本市のウェブサイトに掲載するものとする。

2 入札の公告を行う日は、月曜日とする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 前項に規定する月曜日が本市の休日の場合は、その直前の開庁日とする。

（入札参加申請等）

第7条 入札に参加しようとする者は、各公告内容を確認し、本市が指定する入札方式に応じて、入札の参加申請を行うものとする。

2 入札に参加しようとする者は、伊勢市要件付一般競争入札参加申請書（様式第1号）に必要な応じて、資格名称等届（様式第2号）、同種業務等の施行実績表（様式第3号）、その他市長が必要と認める書類を提出するものとする。この場合において、共同企業体を構成して参加申請する場合は、伊勢市建設工事共同企業体取扱要綱（平成17年11月1日施行）に規定する様式を使用するものとする。

3 前項の規定による書類の提出は、次に定めるところによる。

（1） 紙入札案件に参加しようとする者は、前項の書類を原則として電子メールを利用する方法により提出するものとする。

（2） 電子入札案件に参加しようとする者は、伊勢市電子入札運用基準（令和6年3月1日制定。以下「運用基準」という。）によるものとする。

（入札参加の承認）

第8条 市長は、前条の伊勢市要件付一般競争入札参加申請書を提出した者に対し、紙入札案件については、入札参加資格の有無を伊勢市要件付一般競争入札参加確認書（様式第4号）をもって原則として電子メールを利用する方法により通知するものとし、電子入札案件については電子入札システムにより入札参加資格の有無を通知するものとする。

（設計図書等）

第9条 設計図書等については、入札情報サービス又は本市のウェブサイト上に掲載するものとする。

ただし、設計図書等の容量、内容等によりインターネット上への掲載がふさわしくないと判断した場合

合は、本市が指定する販売店で販売するものとする。

(質問書等)

第10条 入札に参加しようとする者は、設計図書等の内容について質問することができる。

- 2 現場説明会は、原則として行わないものとする。
- 3 質問については、入札情報サービスにより受付及び回答をするものとする。

(入札)

第11条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。この場合において、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 3 入札書を提出しようとする者は、必要に応じて工事費内訳書（様式第5号）、委託費内訳書（様式第6号）、その他市長が必要と認める書類を提出するものとする。
- 4 紙入札案件の入札書提出方法は、書留郵便、信書便又は契約課設置の入札投函箱への投函によるものとし、1件の入札につき封筒は1枚とする。
- 5 前項に規定する封筒には、開札日、契約番号、案件名、入札参加者名及び「入札書在中」を表記し、封印するものとする。
- 6 電子入札案件の入札書の提出方法は、運用基準によるものとする。

(入札の中止等)

第12条 当該入札について、信ぴょう性のある談合情報等が寄せられた場合又は妨害、不正行為その他入札を公正に執行することができない事由が生じ、若しくは生じるおそれがあると認められる場合は、入札を中止し、又は延期することができる。

(入札書の無効)

第13条 規則第11条各号に係る入札のほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書を封筒に2枚以上入れた入札又は封筒の表紙の件名と同封された入札書の件名が異なる入札
- (2) 開札日までに入札条件を満たさなくなった入札

(開札)

第14条 開札は、原則として入札における傍聴者の留意事項を遵守することを前提に、公開により行うものとする。ただし、公正な入札事務の執行が阻害されるおそれがあるとき、又は入札立会いを希望するものが多数のときは、必要な限度において、公開を制限することができる。

(予定価格)

第15条 原則として、明確な積算基準に基づき設計した工事等及びその他の契約については、予定価格（税抜き）を個々の入札公告に明示する。

（最低制限価格の設定）

第16条 最低制限価格を設定する場合は、その旨を個々の入札公告に明示する。

2 最低制限価格の算出方法については、市長が別に定める。

（入札執行回数）

第17条 入札執行回数は、1回とする。

（入札の辞退）

第18条 入札参加者は、開札の前日（その日が本市の休日の場合は、直前の開庁日）17時までは入札を辞退することができるものとする。

2 紙入札案件の場合は、入札辞退届（様式第7号）により届け出なければならない。

3 電子入札案件の場合は、運用基準によるものとする。

4 入札期間を超過し、入札書（電子入札案件を含む。）が未到着の場合は、当該入札を辞退したものとする。この場合において入札辞退届の提出は不要とする。

5 入札の辞退が相次ぎ、入札者が1人となったときは、入札の執行を中止することができる。

（落札者の決定等）

第19条 当該入札に入札書と同時に添付書類の提出を求めた場合及び事後審査資料として配置予定技術者届（様式第8号）その他の書類の提出を求めた場合は、落札候補者の書類の内容を確認後、落札を決定するものとする。この場合において、その内容に不備等がある場合は、その者を落札者とはせず、次順位の者の書類を同様に確認し、落札者を決定する。

2 建設工事の案件において、落札候補となった者がやむを得ない事情により技術者が配置できなくなった場合は、落札決定までの間に当該案件に係る技術者配置不能届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 前項に規定する技術者配置不能届が提出された場合は、落札候補者の書類の内容に不備等があるものとみなして、第1項後段の規定を適用する。

4 第1項の規定により次順位の者を落札者と決定した場合においては、最低制限価格の再計算は、行わないものとする。

5 落札となるべき価格を入札をした者が2以上ある場合は、市長が別に定めるくじ引きの方法により、落札者の決定を行うものとする。

6 くじ引きの辞退は、できないものとする。

（入札結果の公表）

第20条 入札の結果については、入札情報サービス又は本市のウェブサイトで公表するものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の伊勢市要件付一般競争入札事務取扱要綱に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の伊勢市要件付一般競争入札事務取扱要綱に定める様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表第1の規定は、この要綱の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に入札公告を行う案件から適用し、施行日前に入札公告を行ったものについては、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の伊勢市要件付一般競争入札事務取扱要綱（次項において「旧要綱」という。）様式第8号により使用されている書類は、この要綱による改正後の伊勢市要件付一般競争入札事務取扱要綱様式第8号によるものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現にある旧要綱様式第8号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第5条関係）

（1）土木一式工事

等級	設計金額（税込み）
A	2,000万円以上
B	500万円以上6,000万円未満
C	200万円超2,000万円未満
D	200万円超500万円未満

（2）建築一式工事

等級	設計金額（税込み）
A	1,000万円以上
B	200万円超1億円未満
C	200万円超1,000万円未満

（3）電気工事

等級	設計金額（税込み）
A	200万円超
B	200万円超3,000万円未満
C	200万円超500万円未満

（4）管工事

等級	設計金額（税込み）
A	200万円超
B	200万円超3,000万円未満
C	200万円超500万円未満

（5）舗装工事

等級	設計金額（税込み）
A	200万円超
B	200万円超500万円未満
C	200万円超300万円未満

(6) 造園工事

等級	設計金額 (税込み)
A	200 万円超
B	200 万円超 2, 000 万円未満
C	200 万円超 500 万円未満

(7) 水道施設工事

等級	設計金額 (税込み)
A	500 万円以上
B	200 万円超 3, 000 万円未満
C	200 万円超 500 万円未満

別表第2 (第5条関係)

(1) 建築一式工事及び建築工事に係る設計

設計金額 (税込み)	同種工事等 (1 契約) の実績額
200万円未満	50万円以上
200万円以上400万円未満	100万円以上
400万円以上1, 000万円未満	200万円以上
1, 000万円以上2, 000万円未満	400万円以上
2, 000万円以上3, 000万円未満	1, 000万円以上
3, 000万円以上5, 000万円未満	2, 000万円以上
5, 000万円以上	3, 000万円以上

ただし、特殊な工種、比較的難度の高い工法又は高度の技術を要すると認められるものにあつては同種工事等の実績額を予定価格以上とすることができる。

(2) 上記 (1) 以外の工事等

設計金額 (税込み)	同種工事等 (1 契約) の実績額
200万円未満	50万円以上
200万円以上400万円未満	100万円以上
400万円以上800万円未満	200万円以上
800万円以上2, 000万円未満	400万円以上
2, 000万円以上5, 000万円未満	800万円以上
5, 000万円以上9, 000万円未満	2, 000万円以上
9, 000万円以上	3, 000万円以上

ただし、特殊な工種、比較的難度の高い工法又は高度の技術を要すると認められるものにあつては同種工事等の実績額を予定価格以上とすることができる。

(3) 前2号に関わらず、工事等の内容に応じ適正な履行を確保するに必要な範囲で、同種工事等の実績額を設定することができる。

様式第 1 号（第 7 条関係）

伊勢市要件付一般競争入札参加申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地

商号又は名称

代表者名

電話番号

下記案件に係る要件付一般競争入札の入札参加条件を満たしているので、入札参加を申請します。

なお、この参加申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

契約番号

案件名

様式第 2 号（第 7 条関係）

資格名称等届

商号又は名称	
--------	--

契約番号	
案件名	

【必要な資格等】

資格名称	登録機関名等	登録番号等	登録年月日	有効期間

【配置が必要な技術者】

区分	氏名	法令等による 資格名称	登録機関名等	登録番号等	有効期間

《注意事項》

- 1 落札候補になった場合は、上記記載の登録証の写し、技術者の資格証の写し及び雇用を証明できる書類を提出してください。
- 2 1 の書類の提出ができない場合は、落札者となることができません。
- 3 落札候補となった者が、上記記載の資格を持っていない場合又は技術者を配置できない場合は、資格（指名）停止措置が課せられることがあります。

様式第 3 号（第 7 条関係）

同種業務等の施行実績表

商号又は名称	
--------	--

契約番号	
案件名	

業務名等	
施行場所	
発注機関名	
受注形態	☐ 元請（ ☐ 単独 ☐ J V（出資比率 %）） ☐ 下請
施行期間	～
契約金額	
施行した 業務等の内容	

《注意事項》

- 1 発注機関が民間の場合又は受注形態が下請の場合は、契約書の写し又は施行実績が確認できる書類を提出してください。
- 2 1 の書類の提出ができない場合又は証明書類として不十分な場合は、入札参加を承認することができません。

様式第4号（第8条関係）

伊勢市要件付一般競争入札参加確認書

年 月 日

（宛先）

伊勢市長

先に申込みのあった要件付一般競争入札の入札参加条件について、下記のとおり確認したので通知します。

契約番号

案件名

参加資格の有無

様式第5号（第11条関係）

（その1）

工事費内訳書
（建設工事関係用）

商号又は名称	
--------	--

契約番号	
工事番号及び工事名	

【入札価格の内訳書】

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額
工事価格計						

《注意事項》

- 1 工事価格計が入札書の金額と一致すること。税抜きで記載すること。
- 2 工事費内訳書を求めた案件で、入札書に工事費内訳書が添付されていない場合又は不備がある場合は、落札者となることができません。また、資格（指名）停止措置が課せられる場合があります。
- 3 この内訳書は、以後の契約変更等の基礎とはなりません。
- 4 行が足りない場合は、適宜、行を増やしてお使いください。
- 5 入札公告で別に指定する工事費内訳書の様式がある場合は、必ず指定の様式を使用すること。ただし、工事費内訳書（建設工事関係用）（簡易版）を指定した場合は、この内訳書を使用することができます。

(その2)

工事費内訳書
(建設工事関係用) (簡易版)

商号又は名称	
--------	--

契約番号	
工事番号及び工事名	

【入札価格の内訳書】

費目	単位・数量	金額
直接工事費	1 式	
共通仮設費	1 式	
現場管理費	1 式	
一般管理費	1 式	
工事価格計		

《注意事項》

- 1 工事価格計が入札書の金額と一致すること。税抜きで記載すること。
- 2 工事費内訳書を求めた案件で、入札書に工事費内訳書が添付されていない場合又は不備がある場合は、落札者となることができません。また、資格（指名）停止措置が課せられる場合があります。
- 3 この内訳書は、以後の契約変更等の基礎とはなりません。
- 4 入札公告で別に指定する工事費内訳書の様式がある場合は、必ず指定の様式を使用すること。

様式第6号（第11条関係）

委託費内訳書
（測量コンサル関係用）

商号又は名称	
--------	--

契約番号	
委託業務番号及び名称	

【入札価格の内訳書】

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額
委託価格計						

《注意事項》

- 1 委託価格計が入札書の金額と一致すること。税抜きで記載すること。
- 2 委託費内訳書を求めた案件で、入札書に委託費内訳書が添付されていない場合、また不備がある場合は落札者となることができません。また、資格（指名）停止措置が課せられる場合があります。
- 3 この内訳書は、以後の契約変更等の基礎とはなりません。
- 4 行が足りない場合は、適宜、行を増やしてお使いください。
- 5 入札公告で別に指定する委託費内訳書の様式がある場合は、必ず指定の様式を使用すること。

様式第 7 号（第 18 条関係）

入札辞退書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地

商号又は名称

代表者名

⑨

下記の入札について、辞退します。

1 契約番号

2 案件名

3 入札執行日時

様式第 8 号（第 19 条関係）

（その 1）

配置予定技術者届

（建設工事関係用）

商号又は名称	
--------	--

契約番号	
工事番号及び工事名	

上記工事について、次の技術者を配置予定技術者として届け出ます。

1 現場代理人

氏名		
国家資格等	資格名称	
	取得年月日	
技術者住所		

2 主任（監理）技術者

氏名		
国家資格等	資格名称	
	取得年月日	
監理技術者	資格者証交付年月日	
	講習終了年月日	
	資格者証番号	
技術者区分	☐ 主任技術者 ☐ 監理技術者 ☐ 特例監理技術者	
技術者住所		

3 専門技術者

氏名		
国家資格等	資格名称	
	取得年月日	
技術者住所		

4 担当技術者

氏名		
国家資格等	資格名称	
	取得年月日	
技術者住所		

〈落札候補時に配置予定技術者の確認をします。〉

- 1 落札候補となった場合、この様式を提出してください。また、添付書類として資格証の写し等及び雇用を証明できる書類を併せて提出してください。記載の技術者の資格、他の工事との重複及び雇用関係の確認を行います。なお、市内本店業者及び準市内業者にあつては、伊勢市の技術者職員等名簿に未登録の技術者を配置する場合のみ、資格証の写し等及び雇用を証明できる書類を提出してください。
- 2 上記の確認ができた場合に落札決定とします。
- 3 落札候補となった者が、技術者を配置できないと確認された場合（同日開札で複数の案件の落札候補となり、技術者が配置できなくなった場合は除く。）、資格（指名）停止措置が課せられることがあります。

〈注意事項〉

- 1 他の工事に配置されている技術者（特例監理技術者を配置する場合を除く。）及び営業所専任技術者は、専任が必要な工事（請負金額が4,500万円、建築一式工事の場合9,000万円以上の工事）の配置予定技術者になれません。また、他の工事に配置されている技術者及び営業所専任技術者は、現場代理人及び担当技術者になれません。
- 2 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者としてします。在籍出向者、派遣社員、契約社員については直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。また、入札日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。
- 3 技術者の資格は、建設業法に基づく資格を有する者か、実務経験者（主任技術者は10年以上、現場代理人は2年以上）としてください。ただし、入札公告で特に指定がある場合は、この限りではありません。
- 4 主任技術者として、3件まで兼務可能です。ただし、請負金額の合計が4,500万円（建築工事のみの場合にあつては、9,000万円）を超える場合には、2件までとします。
- 5 主任技術者（監理技術者）と現場代理人の兼務は、可能です。ただし、税込予定価格2,500万円以上の工事において、条件付契約基準価格未満の額で入札を行った場合は、兼務を不可とします。
- 6 特例監理技術者と現場代理人は、兼務できません。
- 7 条件付契約基準価格未満の額で入札を行った場合は、「担当技術者」欄に主任技術者となり得る資格を有する担当技術者を記入してください。なお、担当技術者は当該工事現場に専任での配置とし、主任技術者及び現場代理人との兼務は不可とします。
- 8 配置予定技術者届提出後の技術者変更は、原則として認めません。
- 9 特例監理技術者を配置する場合は、配置予定の特例監理技術者を記載したこの様式のほかに、配置予定の監理技術者補佐を記載した様式第8号（その2）を併せて提出してください。監理技術者補佐の配置に関する注意事項は、様式第8号（その2）のものを御確認ください。

(その2)

配置予定技術者届
(特例監理技術者関係用)

商号又は名称	
--------	--

契約番号	
工事番号及び工事名	

上記工事について、次の技術者を配置予定技術者として届け出ます。

1 監理技術者補佐①(上記工事に配置)※注4

氏名		
国家資格等	資格名称	
	取得年月日	
技術者住所		

2 監理技術者補佐②(特例監理技術者が兼務する既工事に配置)※注5

氏名		
国家資格等	資格名称	
	取得年月日	
技術者住所		

3 特例監理技術者が兼務する工事概要等

現在契約中の既工事 又は 今後配置を予定している工事	工事名	
	発注機関	
		部署
	工事場所	
	契約金額◆	
	契約工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	工事概要	
	低入札又は条件付対象工事の有無	有・無
	緊急性のある工事の有無	有・無

〈落札候補時に配置予定技術者の確認をします。〉

落札候補となった場合で特例監理技術者を配置するときは、この様式を提出してください。また、添付書類として資格証の写し及び雇用を証明できる書類を併せて提出してください。記載の技術者の資格、他の工事との重複及び雇用関係の確認を行います。なお、市内本店業者及び準市内業者にあつては、伊勢市の技術者職員等名簿に未登録の技術者を配置する場合のみ、資格証の写し及び雇用を証明できる書類を提出してください。

〈注意事項〉

- 1 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者としします。在籍出向者、派遣社員及び契約社員については、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。また、入札日以前に3箇月以上の雇用関係にある必要があります。
- 2 監理技術者補佐の資格は、建設業法に基づく資格を有する者としてください。
- 3 監理技術者補佐と現場代理人は、同一工事において兼務可能です。
- 4 「監理技術者補佐①」については、今回の工事に配置する監理技術者補佐を記入してください。なお、当該監理技術者補佐は、他の工事を兼務できません。
- 5 「監理技術者補佐②」については、現在契約中の既工事を兼務させる場合にのみ、当該既工事に配置予定の監理技術者補佐を記入してください。なお、当該監理技術者補佐は、他の工事を兼務できません。
- 6 配置予定技術者届提出後の技術者変更は、原則として認めません。
- 7 本市以外の工事を記載する場合は、発注機関欄に内諾を得た部署及び連絡先も記入してください。
- 8 特例監理技術者の兼務を予定する工事が今回の工事と同日開札の他の新規工事（今後配置を予定している工事）である場合は、◆の欄は、記入不要です。

(その3)

配置予定技術者届
(測量コンサル関係用)

商号又は名称	
--------	--

契約番号	
委託業務番号及び名称	

上記業務委託について、次の技術者を配置予定技術者として届け出ます。

1 管理技術者

氏名				
保有資格	資格の種類			
	登録年月日		登録番号	
技術者住所				

2 照査技術者

氏名				
保有資格	資格の種類			
	登録年月日		登録番号	
技術者住所				

3 主任技術者

氏名				
保有資格	資格の種類			
	登録年月日		登録番号	
技術者住所				

4 現場代理人

氏名				
保有資格	資格の種類			
	登録年月日		登録番号	
技術者住所				

〈落札候補時に配置予定技術者の確認をします。〉

- 1 落札候補となった場合、当様式を提出してください。添付書類として資格証の写し等及び雇用を証明できる書類を併せて提出してください。記載の技術者の資格及び雇用関係の確認を行います。
- 2 上記の確認ができた場合に落札決定とします。
- 3 落札候補となった者が、技術者を配置できないと確認された場合は、資格（指名）停止措置が課せられることがあります。

〈注意事項〉

- 1 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とします。在籍出向者、派遣社員及び契約社員については、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。また、入札日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。
- 2 管理技術者と照査技術者は、兼務できません。
- 3 配置予定技術者提出後の技術者変更は、原則として認めません。

技術者配置不能届

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地

商号又は名称

代表者名

印

下記の理由により、入札した以下の工事における技術者を配置できなくなりました。当該工事において落札外とされることに異議はありません。

1 契約番号

2 工事番号及び工事名

3 理由

※事由発生後速やかに一報を入札執行課に入れるとともに、この様式を提出すること。
※技術者配置不能届に虚偽の記載をしたことが明らかになった場合は、資格（指名）停止措置の対象となります。